

## 事務局勤務体制変更のお知らせ

広島市歯科医師会事務局では、4/20より事務局員の時差出勤・時短勤務を実施しております。これは事務局員への新型コロナウイルスへの感染リスクを可能な限り低減し、事務局機能を維持していくことを目的としたものです。事務局は従前どおり9時から17時まで開いておりますが、職員が少ない時間帯もございます。会員の先生方にご迷惑のかかることの無いよう勤務シフトを組んでいるところでございますが、場合によっては対応に遅れが出る場合も考えられます。新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでの間、どうぞご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス対策関連情報

### @中国醸造株式会社(白井浩一郎社長)より「High Alcohol Spirits 65%」寄贈さる。

広島のお酒メーカー中国醸造(株)が、消毒用エタノール不足を受け、代用品として高濃度アルコール「High Alcohol Spirits 65%」の製造販売を行っています。

本会として、エタノール不足に悩む会員に配布目的で、同商品の購入を依頼したところ、歯科医療提供の重要性を理解される白井浩一郎社長のご厚意で、本会会員数分ご寄贈いただくこととなりました。心より感謝申し上げますとともに、直ちにすべての会員の先生方に配布することにいたします。

### @令和2年の本会事業計画・予算案修正さる。

#### -新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置など、コロナ対応を本会事業の柱に-

4月22日開催の本会4月度理事会において、令和2年度事業計画・予算案の修正が承認されました。修正の目的は、①学校検診の延期に伴い、滅菌事業収入の大幅減が見込まれること、②新型コロナウイルス感染症の拡大による本会会員への影響が深刻化していることを受け、本年度は新型コロナウイルス感染症対策を本会事業の柱と位置付ける必要があると判断したことを受けたものです。

同理事会においてはこれに合わせて、本会定款第35条に基づき、熊谷宏会長を委員長、理事を副委員長・委員とする「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」を設置することも議決しました。

執行部として、感染のリスクに晒され医療資材も不足する中、地域医療維持のために苦悩されている会員へのサポートが最重要項目だと位置づけ、予算案においても、災害時医療整備費(感染症対策含む)を大幅増額し、コロナ対応事業を確実に実施できるための予算づけを行いました。

## ◎マスク・消毒用エタノール・簡易型フェイスシールド配布のお知らせ (すべて無償配布します)

### 1: マスクとアルコール2種類配布(全会員向け)(4月30日より実施中)

アルコール2種(①65%エタノール500ml(中国醸造より寄贈:酒類に分類されますが、消毒用を使用することが認められています。)、②県歯会より購入した食品用エタノール(68%)を小分けしたものをそれぞれ1本ずつと、マスク(広島市及び県歯会より寄贈)1箱(50枚入り)を事務局にて配布いたします。

マスクは、広島市からは「医療機関に配布してください。」とのことで寄贈を受けていますが、県歯会からいただいたものと併せて全会員へ配布します。

### 2: マスクと簡易型フェイスシールド配布(全会員一人当たりマスク10枚、フェイスガードシート4枚)

(株)メートクケミカルが今回新たに販売する「使い捨てフェイスガードシート」を本会が購入しましたので、全会員に4枚/人配布します。簡易型ですが、受付や歯科助手には有効だと思います。県歯会からいただいたマスクは、サイズ色等がバラバラですが、ご理解ください。

ともに、本日より号外に同封いたします。本稿P24に使用方法を参考資料4として添付していません。

### 3: 95%エタノール配布(小分け配布)(全会員向け)

県歯会より工業用エタノール(95%)を一斗缶で18缶いただくことになっています。濃度95%ですので、加水して使用する必要があります。お渡しする容器に水を加えればちょうどよい濃度になるようにして配布します。

小分け作業が必要で、納入され次第理事総出で作業しますので、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。後日ご案内いたします。

## ◎ここが知りたい! Q&A

**Q:** 全国に緊急事態宣言が出され、広島県でも感染が広がっている。医院を閉めたほうがいいのか?我々は何をすべきか、歯科医師として指導してほしい。

**A:** 各診療所の環境(感染予防体制、規模、スキル、財務基盤等)は異なります。また、医療職能集団としての社会的責任からも、安易に統一行動を組織として指導すべきではありません。

下記の因子(1)について自院の現状を把握し、その充実が整うまでの時間を確保するために、歯科医院経営の破綻をきたさないことも考慮に入れながら、下記の歯科診療制限(2)を組み合わせ、終息までの間を凌ぐための判断を、スタッフとも十分に話し合いながら、経営責任者として・院長として行ってください。広島市歯科医師会は、それに資する情報提供と物的支援を引き続き行っていきます。(下記ポイントをご覧ください。)

## (1) : 判断する上の因子

### ①地域の感染状況

### ②感染対策関連の設備状況

口腔外バキュームの有無、フェイスシールド、ゴーグルなど。

### ③マンパワー

歯科医師・スタッフの感染対策への意識・学術的知識レベル

### ④物資の供給体制

マスク、グローブ、ガウン、アルコール等

### ⑤医院の財務状況

## (2) : 歯科診療の制限

### ①診療行為別感染リスクによる種別

ステージ0	ステージ1	ステージ3	ステージ4	ステージ5
従前どおり	感染予防の強化	エアロゾル自粛	エアロゾル禁止	診療の停止

\*3-way シリンジによるエアアース噴出などもエアロゾルとなることに注意。

### ②診療内容・体制による種別

#### ○通常通り

#### ○1日患者数の制限・新患受入自粛

3密の回避、感染予防策の時間確保など

#### ○診療内容の制限（衛生士）

歯周病治療・メンテナンス・TBI等の制限・延期

#### ○診療内容の制限（歯科医）

新規部位治療の停止、治療途中の中断

#### ○応急処置のみ

#### ○診療時間・勤務時間の変更

公共交通機関の混雑回避、人件費対策（雇用助成金活用）

#### ○訪問診療の自粛

リスク患者（高齢者等）への接触回避

厚労省の通知（歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について 4月6日発）では、「歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること。」としています。またこれを受けて日本歯科医師会はHPの中で国民に対して、歯科医療機関には特に感染の広がりが大きな地域では、延期しても問題が少ない治療、定期健診、訪問診療等の延期の検討もお願いしています。一方、例えば歯周病などの重症化予防のための定期管理は、全身状態にも関係することや、高齢者や特に介護施設や在宅等で、歯科口腔衛生状態の低下による誤嚥性肺炎の発症などが懸念される。という旨を広報しています。

各医療機関においては、感染予防に関する環境（施設基準でいえば、「初診料の注1に係る施設基準」「歯科外来診療体制加算1の施設基準」など）、規模、スタッフのスキル、財政面での体力等の違いがあります。また、医療職能集団としての社会的責任からも、安易に統一行動を組織として指導するべきではないと考えます。

まさに会員一人ひとりが、国家資格を持った医療人として、経営責任者として、院長として、判断すべき時です。これらを踏まえ、スタッフの健康と雇用の両方を守る観点からも十分に話し合いを持ちながら、対応をお願いします。

## ポイント!!

### @診療制限の目的 -単に制限すればいいのではありません-

診療制限の目的は、院内感染を防止するとともに、感染防止対策などの医療提供体制を整える時間を確保することです。体制を整えることで、いずれ制限を緩和し、最終的には元の診療体制に戻すことができ、歯科医療の破綻(経営破綻)を避けることができます。

感染対策が不十分な場合は、診療制限をしても感染リスクは高いままです。非常事態宣言や、自粛要請、患者数の減少がみられても、完全な終息宣言には時間がかかると考えるべきです。不十分は感染対策のまま診療制限を続けることは、歯科医療の破綻(経営破綻)につながりますし、不十分なまま診療を再開することは、感染のリスクを増し、歯科界にとって取り返しのつかないことになるのです。

一方、感染対策を整えることができれば、低リスクな環境下で、診療制限を徐々に緩和しながら診療継続が可能になります。

**Q** : 新型コロナウイルス感染症患者ないしは同感染症が疑われる患者(発熱や上気道症状を有する等)が来院した(来院を希望した)場合、断れますか? 応急処置はしなければならないのですか?

**A** : 診療が困難な場合は応急処置も含め断ることができます。しかし、帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨しなければなりません。

根拠：新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について  
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(令和2年3月11日発)

① 応召義務について、発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは診療を拒否する「正当な事由」に該当しない。診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

② エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合は、N95マスク(または、DS2など、それに準ずるマスク)、目の保護具、ガウン及び手袋を装着すること。これが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。

→ 歯科診療(応急処置含む)は、3way シリンジによるエア－乾燥も含め、エアロゾルが発生する可能性のある手技と考えられます。診療所にN95マスク、ガウンがない場合は、通知で求められる留意点を満たさず、診療が困難な場合に該当し、帰国者・接触者外来を紹介しなければなりません。

## 想定問答（診療が困難な場合）

「コロナ陽性なんですが（発熱や上気道症状があるのですが）歯が痛いので応急処置でもいいので、診てください。」

「申し訳ありませんが、厚生労働省から出された通知で、コロナ陽性の患者さんを治療するときの留意事項が示されたのですが、うちのクリニックには残念ながらそれに必要な機材がそろっていません。あなたのお住まいに近い帰国者・接触者外来は@保健センターですので、電話してみてください。」

広島市内の主たる相談窓口

中保健センター	082-504-2528	東保健センター	082-568-7729
南保健センター	082-250-4108	西保健センター	082-294-6235

## ◎スタッフにもフェイスシールドを！「使い捨てフェイスガードシート」の配布について

我々歯科医院経営以上に、今診療所スタッフが不安な思いを抱えています。スタッフの健康と雇用を守らなければなりません。歯科衛生士はもちろん、受付、歯科助手にもフェイスシールドを着用させることを提案します。

しかし、今既製の商品はなかなか手に入らないのが現状です。今回、配布した「使い捨てフェイスガードシート」を是非試してください。

なお、「OHP フィルムを用いた 10 秒でできるフェイスシールドの作り方」もご紹介します。ラミネートフィルムでも可能です。カッターで切れ込みをいれて、マスクのひもを通して終わり。ツイッター動画をご覧ください。

<https://twitter.com/i/status/1246269173145030657>



## ◎読んでおきたい文献等

1: 医歯薬出版株式会社がコロナウイルス関連論文を無償公開しています。

（公開予定期間 2020年6月30日まで）

[https://www.ishiyaku.co.jp/pickup/20200225\\_info\\_01.aspx](https://www.ishiyaku.co.jp/pickup/20200225_info_01.aspx)



- ① 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）－臨床症状から治療薬候補まで」  
忽那賢志（国立国際医療研究センター 国際感染症センター）  
医学のあゆみ 273 巻 6 号（4月8日公開）
- ② 「歯科医院における新型コロナウイルス感染症対策」  
補綴臨床 53 巻 3 号（4月15日更新）
- ③ 「感染症最前線とグローバル・ヘルス」「SARS と MERS」  
川名明彦（防衛医科大学感染症・呼吸器内科）  
医学のあゆみ 253 巻 1 号 2015, p. 51-58（2月25日公開）



## 2: 医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 不活化効果について 北里大学

市場に流通している医薬部外品・雑貨のうち、主にエタノール、界面活性剤成分を含有し、新型コロナウイルスの消毒効果が期待できる市販製品を対象に、新型コロナウイルス不活化効果を有する可能性について、試験管内でのウイルス不活化評価を実施した

### 研究のまとめ

エタノールは、50%以上の濃度であれば、接触時間 1 分間で十分なウイルス不活性化が可能だと考えられた。不活化効果の確認された上記製品は、新型コロナウイルスの不活化に有効と考えられた。新型コロナウイルスの汚染が懸念される手指や硬質表面の洗浄の他、日常使用する衣類やリネン類の洗浄などに活用が期待できる。

<https://research-er.jp/articles/view/88171>



## ◎今日からできる、新型コロナウイルス感染対策 -追補-

### ★診療前の患者さんの洗口について -洗口液はなにがいいのか?-

ポビドンヨード以外では、1%の過酸化水素 (ADA American Dental Association 推奨)、リステリン (日常的に使われる抗菌性洗口液のエッセンシャルオイルのリステリン液は、エンベロープを有するインフルエンザウイルスを不活化させ、COVID-19 にも有効と考えられる。東京歯科大学名誉教授奥田克爾教授) が望ましい。

グルコン酸クロルヘキシジン (CHX) と塩化セチルピリジウム (CPC) の短時間でのウイルス不活化効果は低い。(東京歯科大学名誉教授奥田克爾教授)

### ★診療前の患者さんの洗口について

#### - 「ガラガラうがい (gargle)」か「ブクブクうがい (mouse rinse)」か? -

ウイルスが多数存在すると言われる咽頭部も含めた口腔内の消毒の観点では「ガラガラうがい」が効果的であると思われませんが、「ガラガラうがい」はエアロゾルを発生させるという、意見もあるようです。きちんとした文献はみつけられませんでした。医療側の感染予防の観点からは、「ぶくぶくうがい」の方がいいのかもしれませんが。

「消毒液が入っていますので、“うがい”してください」と患者さんに言うと、かなりの割合の方が、「ガラガラうがい (gargle)」をされます。「消毒液が入っていますので、“おくちをゆすいでください”」と言うと「ブクブクうがい (mouse rinse)」になることが多い様にも感じます。

### ★受付前面にシールド設置を!

受付スタッフを守るために、シールドの設置の検討を。日曜大工で簡単にできます。昔の診療所って、こんな感じでしたよね。



### A氏診療所（中区）

ホームセンターで、ツッパリ棒と園芸用ビニールシート

（幅 135cm、長さ 500cm、厚み 0.01cm）購入し製作。

ツッパリ棒とシートは養生テープで固定、天井へは押しピンで固定。

（費用、数千円）。

受付は、さらにフェイスシールド使用。



### B氏診療所（東区）

100円ショップで、テーブルクロス (120×150cm) を購入。押しピンで固定。（費用数百円）。

テーブルクロスはホームセンターでも購入可能。



### C氏診療所（南区）

ホームセンターで園芸用のビニールシート (185 cm×100 cm)

を購入。幅 185 cmの白松材にホッチキスで固定。

（費用、数百円）

## ★これまで発表された、歯科医院スタッフの感染事例からわかること

### -スタッフの通勤・スタッフルームでの3密に注意-

歯科医院スタッフの感染事例がマスコミで報道されるようになってきました。その多くは、スクヤンダラスで誤解を招くような表現が多く、我々は冷静な判断が必要です。例えば、4月22日のNHKの報道タイトルは、「滋賀県12人が感染 歯科医院で集団感染発生か 新型コロナ」というものでした。これを見ると、歯科医院で12名が感染したと思いますが、実際は、その日の滋賀県での陽性確認事例の全数が12名であり、歯科医院スタッフの感染はそのうち4名です。

これまでの報道された感染事例を、各県がHP上で発表している正式な情報で確認すると以下のことが分かります。

- 1: 歯科医療のリスクは、患者から医療職への感染であり、医療職から患者への感染ではない。
- 2: 患者から歯科医療職への感染リスクは高いが、我々は診療制限・感染予防などの対応をとっており、実際に「患者から歯科医療職へ感染」したインシデントは、まだ全国で数例しか報告されていない。
- 3: 滋賀県の事例は、おそらく外部で感染した歯科衛生士が、院内で同僚スタッフ4名に感染させたものと思われる。このように、これまでの歯科医院スタッフ感染事例は、副業や、医院外での感染と考えられるものが多い。
- 4: そして、感染したスタッフが患者に感染させたと思われる事例はほとんどない。
- 5: 以上より、現時点で歯科医院側が留意しなければならないことは、患者から我々への感染にも増して、**スタッフ・医師が医院外の通常生活や通勤で感染することのリスク**に対する対応である。

スタッフの一人が感染した場合でも、診療においては、マスク等の感染防止策を講じておれば、患者さんは濃厚接触者にはなりません。スタッフルーム等での食事ではマスクを外します。そうすると、スタッフすべてが濃厚接触者と判断されることとなります。この事に留意する必要があると、これまでの事例から感じます。

公共交通機関を使用するスタッフの時差通勤、そして可能であれば、スタッフルームでの食事なども3密をさけることが必要かと思われます。

## ◎経営に対する対応策 -追補-

### ★広島市歯科医師会某氏の日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」体験記

広島市歯科医師会で役員を務める某氏は、新型コロナウイルス感染症の拡大のニュースを見ていた3月中旬、「当座、飲食や観光関連業種に大打撃だが、いずれ歯科医院も診療縮小や閉院などの対応を迫られる事態がありうる。とにかくキャッシュが必要だ!」と直感した。

たまたま友人からこの貸付の存在を聞いて、「これだ!」と帰宅するや否や、日本政策金融公庫のHPから必要書類をダウンロードして勉強。

以下に融資申込—決定—口座入金までのポイントを記します。

- ① 申請時に記入する書類は3種類(すでに政策金融公庫に融資を受けている場合は2種類)。しかも作成は極めて簡単。
- ② 申請時に必要な書類は、個人事業主で「最近2期分の申告決算書」のみ。法人でも「最近2期分の確定申告書・決算書」と「法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本」のみ。
- ③ 返済期間は運転資金で15年以内、据置期間が5年以内とあるが、返済期間とは据置期間も含む



ことに注意。据置期間も利息の支払いはある。売上高 15%以上減の場合は 3 年間利子補給(いったん支払い、後日返還)。

- ④ 融資限度額は 6000 万円だが、利息が安い(基準(災害)−0.9%)となるのは、3000 万円以下で、かつ当初の 3 年間のみであることに注意。担保は不要。某氏は、返済期間 10 年、据置 3 年で、金利 0.46%とのこと。
- ⑤ 申請書類一式は、窓口提出せず、日本政策金融公庫の地元支店あてに郵送すべき。窓口だと 1 日待たされる可能性がある。某氏は 3 月 27 日に郵送。
- ⑥ 1 回だけ面談があるが、銀行口座の通帳の持参を求められ、簡単に確認する程度で、厳しく審査される雰囲気は全くなく、15 分程度で終了。某氏は 4 月 2 日朝に電話があり、当日面談した。
- ⑦ 団信(団体信用生命保険)への加入は任意。かならずしも加入する必要はない。
- ⑧ 某氏、4 月 8 日に政策金融公庫より、融資決定のお知らせ及び、最終的申込書類(記載も簡単)が郵送。必要書類は、借入者と連帯保証人の印鑑証明と収入印紙(2 万円)。翌日提出(郵送)。
- ⑨ 4 月 15 日には入金。一挙に富豪に。笑。

## まとめ

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の特徴は、

- ① 申請—融資までの手順・期間が極めて簡便かつ迅速であること。
  - ② 低利息もさることながら、据置期間が長く設定されていることが魅力。
  - ③ 15%以上の売上減だと、3 年間実質無利息。3 月 4 月で、条件を満たしてしまう会員も多いのではないかと類推。
- 経営面での危機的状況で、一番必要なものはキャッシュです。 —
- ④ 某氏は、申し込みから 20 日程度で融資が実行されたが、現在は申し込みが殺到し、もっと長い期間がかかると予想できる。

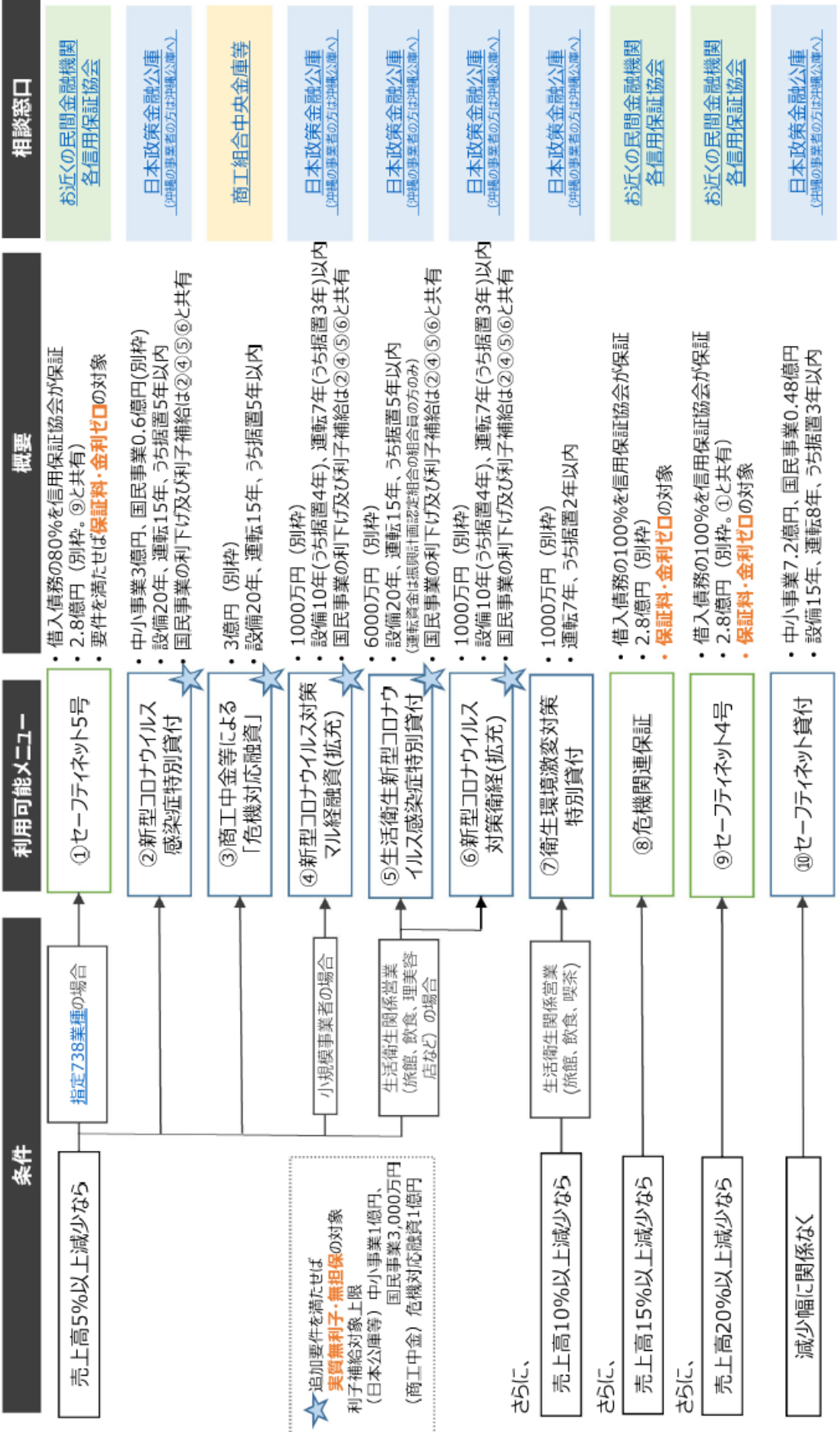
なお、5 月より、民間の金融機関でも、日本政策金融公庫と同じ条件の融資が開始されるという情報があります。そうすると、これからの申請は、取引のある金融機関を通じて行った方が融資が早くなる可能性があります。

## 参考資料

- ① 中小企業庁作成 資金繰り支援内容一覧表
- ② 中小企業庁作成 「新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの医療関係(歯科医)の皆様へ」
- ③ 参議院議員山田宏事務所作成資料より改変  
「新型コロナウイルス感染症拡大に伴い診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ  
《第 1 弾：4 月 9 日》・《第 2 弾：4 月 15 日》」
- ④ 「使い捨てフェイスガードシート」(株)メートケケミカル資料

# 資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援パンフレットでご確認ください。**



※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途 [こちら](#) をご覧ください。

## 売上高要件の考え方

＜創業1年1か月以上＞  
【公庫(別枠)】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。  
【信用保証協会(別枠)】最近1か月の売上高と、前年同月と比較 +  
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較  
その資料は、プロトスター株式会社運営するStartupistic株式会社INCが寄稿した記事を参考に作成しました。

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)＞

【公庫(別枠)】	【信用保証協会(別枠)】
(1) 最近1か月の売上高と前年10月から12月の平均売上高を比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高を比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較



# 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの 医療関係（歯科医）の皆様へ

事業や雇用の維持のため  
新たな給付金制度の創設をはじめ  
あらゆる手段を総動員して支援いたします。

事業者向けに最大  
**200万円**まで  
給付金を支給

実質無利子  
融資で資金  
繰りを支給

休業手当の  
最大9/10  
を助成

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



## 新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの医療関係の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

売上が縮小したが、  
家賃等の固定費の  
変わらず辛い

### 最大200万円まで給付金を支給します

新たに持続化給付金を創設し、**法人**には**最大200万円**、**個人事業主等**には**最大100万円**、**事業全般に広く使える**給付金を支給。

※制度の詳細については、4月最終週を目途に確定・公表します。

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

### コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

**新型コロナウイルス感染症特別貸付**は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度。さらに、信用保証付きで民間金融機関から借入を行う場合も**実質的に無利子化**の対象に。

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

### 雇用調整助成金で手当の一部が助成されます

**休業手当等**について、**4/5**（解雇等を行わない場合は、**9/10**）を助成。 ※中小企業の場合

税金や保険料、  
の支払いが負担に  
なっている

### 税・社会保険料の納付が猶予されます

ほぼ全ての**税・社会保険料**を対象に**無担保かつ延滞税なし**で**1年間納付を猶予**。さらに**公共料金関係**の支払いについても猶予。

業務効率化のために  
設備・システムを導入  
したい

### IT導入補助が活用できます。

**IT導入補助**で**業務効率化**のための**システム導入**を支援。

※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。

※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件があります。

※一部事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります、

## 【まずはお近くの経営相談窓口までご相談ください】

お近くの経営相談  
窓口はこちらから  
ご確認ください。



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

## 【またメルマガ・SNSでも随時情報発信中です。ぜひご登録ください】

■メルマガ  
e-中小企業  
ネットマガジン



■Twitter  
中小企業庁  
@meti\_chusho



■LINE  
経済産業省  
新型コロナ  
事業者サポート





**新型コロナウイルス感染症拡大に伴い  
診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ 《第1弾》**

政府の経済対策(4月9日現在・令和2年度補正予算案の成立を前提)の主だったものをまとめました。  
お問い合わせ、ご相談などございましたら最終ページに記載の山田宏事務所にご連絡ください。

## ◆資金繰り対策 ①

## 貸付金として

# 【新型コロナウイルス感染症特別貸付：日本政策金融公庫】

ホームページからお手続きできます。

<https://www.jfc.go.jp/>

融資限度額：6,000万円

対象：最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した方

\* 据置期間 5年以内

\* 無担保

The screenshot shows the JFC website interface. At the top, there are navigation links for 'HOME', 'お問い合わせ', 'よくある質問', 'お問い合わせ先', 'お問い合わせ', 'お問い合わせ', 'お問い合わせ'. Below this is a blue banner with the text '新型コロナウイルスに関する相談窓口のご案内'. There are two red buttons: 'ご提出書類・お申込手続きのご案内はこちら' and 'インターネット申込はこちら'. A large green arrow points from the top right towards the 'インターネット申込はこちら' button. Below the banner is a white box with text: '感染症拡大の防止に向けた、皆さまへのお優しい融資、個人企業・小規模事業者の方向けの申込窓口（相談担当部署）がはいへん組み合っております。感染症拡大を防止するため、以下の点につきましてご協力をお願い申し上げます。' followed by a list of 2 items: 1. ご相談に関すること (1) 融資制度やご提出書類・お申込手続きについては、本ホームページにおいてご案内しているほか、事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でもご相談いただけます。 (2) お申込手続きに関すること (1) お申込に必要な書類（借入申込書等）は、ホームページからダウンロードできます。 (2) お申込のためにご準備いただく必要はございません。 また、借入申込書ダウンロードいただく際は、確認も必ず出かけてください。

\* **特別利子補給制度**と一緒に申し込みください。  
実質3年間 無利子になります。

## 特別利子補給制度

対象：個人事業主 要件なし

小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%

利子補給期間：借入後当初3年間

補給対象上限：3,000万円

## 貸付金として

### ◆資金繰り対策 ②

#### 【民間金融機関

日頃からお取引のある地方銀行や信用金庫、信用組合からお申込できます。

#### 実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大】

#### セーフティネット保証4号・5号の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、

#### 保証料補助と利子補給を実施。

指定期間 令和2年4月10日～令和2年6月30日で、  
歯科診療所、歯科技工所もセーフティネット保証5号  
指定業者として追加。

対象：売上高等前年同月比▲5%以上減少  
融資限度額：3,000万円

### ◆資金繰り対策 ③

#### 【独立行政法人福祉医療機構 融資優遇】

#### 融資限度額の引き上げ、無担保・無利子での長期運転資金】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響で営業停止、縮小、自治体からの要請で休業

融資限度額：4,000万円（診療所）

据置期間：5年以内

償還期間：10年以内

お問い合わせ先：福祉医療機構

<https://www.wam.go.jp/hp/>

東日本 03-3438-0659 西日本 06-6252-0219

## 給付金として

### 【持続化給付金】

法人200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給

- 給付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、  
売上が前年同月比で50%以上減少しての方
- 給付額：前年の総売上（事業収入）－  
（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）
- 申請方法：決定後速やかに公表
- お問合せ先：03-3501-1544  
（中小企業庁 金融・給付金相談窓口）



## 給付金として

### ◆資金繰り対策 ⑤

#### 【雇用調整助成金】

従業員を一時的に休業させる等雇用維持を図る事業者に休業手当、賃金の一部を助成

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

\* 緊急対応期間：4月1日～6月30日（1年間の支給限度日数100日とは別に利用可能）

（この期間は 売上高1ヶ月▲5%以上低下でも摘要）

\* 支給限度日数：1年100日、3年150日＋（4月1日～6月30日）

\* 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める。

\* 助成率：4／5、解雇等を行わない場合は9／10（中小）

\* 計画届の事後提出を認める。（6月30日まで）

短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化の為の事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行います。

⇒ 詳細は決定次第発表されます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

\* その他、学校等休業助成金（小学校等に通う子供の世話をを行うことが必要になった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に対する助成金）の制度もあります。

## ◆税制措置

## 税制猶予措置

### 【納税猶予の特例】

2020年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、収入が減少した場合  
1年間 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予（国税・地方税）。

対象：新型コロナウイルス感染症の影響で2月以降の任意の期間において  
収入が前年に比べ概ね▲20%以上減少している方、  
一時的に納税を行うことが困難な方  
\*対象期間の損益が黒字であっても収入減少などの要件を満たせば  
特例を利用できます。

★ご参考 首相官邸HP 「生活と雇用を守るための支援策」

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

★ご不明な点、ご相談などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参議院議員 **山田宏** 事務所

電話：03-6550-1205 / FAX：03-6551-1205

メール：k.niira@yamadahiroshi.com

担当：新良（にいら）

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ 《第2弾》

第1弾でお伝えした政府の経済対策の追加分  
(4月15日現在・令和2年度 補正予算案の成立を前提)をまとめました。  
第1弾と合わせて参考になさってください。

お問い合わせ、ご相談などございましたら最終ページに記載の  
山田宏事務所宛にご連絡ください。



★今までにいただいたいるお問い合わせ

ご不明な点などお気軽にご連絡ください。

## 「雇用調整助成金」の「中小企業」の定義について

⇒ 医療については「サービス業」にあたります。

サービス業の場合、資本金5,000万円以下、  
常時雇用する労働者数100人以下が「中小企業」と位置づけられます。

\* 尚、法人である場合、労働者数については個別の診療所単位ではなく、  
法人全体の労働者数になります。

★支援策ご参考サイト 一覧

首相官邸HP 「生活と雇用を守るための支援策」

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

都道府県、各自治体支援策

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

中小企業向け支援策 ミラサポPlus

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs>



追加情報 ①

給付金として

【持続化給付金

事業全般に広く使える給付金】

家賃の支払いも可。

追加情報

↑ 補正予算成立後1週間程度で申請受付開始。

申請後2週間程度で給付（電子申請の場合・銀行口座に振込）

法人200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給

追加情報

↑ 医療法人も対象

給付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、

2020年1月～12月のうちのひと月の売上が

前年同月比で50%以上減少しての方

給付額：前年の総売上（事業収入）－

（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

追加情報

↑ ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限

## 【持続化給付金

## 事業全般に広く使える給付金】

- ★申請方法 : Web上での申請が基本。  
必要に応じ完全予約制の窓口を設置。  
詳細は4月最終週目処の確定後速やかに公表
- ★申請のため準備しておくもの：  
住所・通帳の写しの他  
法人…①法人番号 ②2019年の確定申告書類控え  
③減収月の事業収入額を示した帳簿等  
個人事業主…①本人確認書類  
②、③は法人と同様
- \*③については様式は問わない。

お問合せ先 : 0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

(中小企業庁 金融・給付金相談窓口)

### 【厚生年金保険料等の猶予制度】

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当する場合、納期限から6ヶ月以内に管轄年金事務所へ申請することにより換価の猶予が認められる場合があります。

★猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。

#### 【お問い合わせ先】

\* 最寄りの年金事務所

\* 申請書類・手続きなど

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

★ご不明な点、ご相談などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参議院議員 **山田宏** 事務所

電話：03-6550-1205 / FAX：03-6551-1205

メール：[k.niira@yamadahiroshi.com](mailto:k.niira@yamadahiroshi.com)

担当：新良(にいら)



飛沫感染防止用 透明マスク

## ～使い捨てフェイスガードシート～0.25

通常マスク（布等）との併用でより効果的にご使用になれます。

～フェイスガードシートとは？～



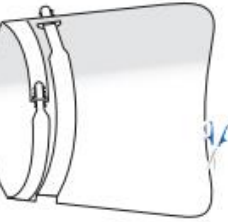
写真は小サイズを使用しております



### ■ 特徴

- 超 高 透 明： 高透明性のポリプロピレン樹脂（以下、PP）を使用
- 超 軽 量： 厚さ0.25mmのPPのため軽量
- 帯電防止加工： 飛沫・埃等を引き寄せにくい
- 安 全： 食品に使用する容器と同じ製品のため、安全
- サ イ ズ： サイズも自由に変更可能
- 使 い 捨 て： 使い捨てで除菌の手間を省く

### ■ 好きなサイズに修正可能

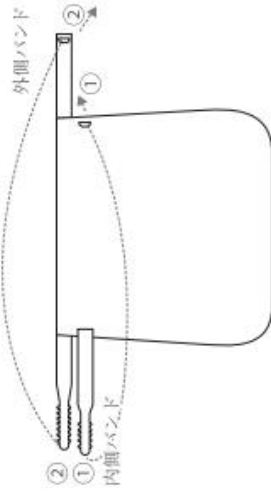


ご自身でハサミを使用し、お好きなサイズに切ってご使用が可能です。

### ■ 使用ケース

- 地域密着型の診療のお医者様、受付の方
- 銀行、飲食店などでの接客を行う方
- 自治体などでお客様との対応を行う方

### ■ 組み立て方



- ①内側バンドの長さを調整します。
  - ②外側バンドでしっかり固定して下さい。
- 内側バンドと外側の間に空間を作ってください。空間は通気性を良くして曇り防止となります。

### ■ ワンポイント

フェイスガードと額の間を開ける事により曇りにくくなります。



※製品改良を随時行いたく、使用した上でのご意見・ご要望は、お電話もしくはFAXにて承ります